

新旧対照表（外貨普通預金規定）

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>この預金の利息は、当行が定める日に、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>7. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(5)前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>この預金の利息は、当行が定める日に、当行所定の<u>方法により表示する利率</u>および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。</p> <p>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害</u>については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p> <p>7. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に</u>お届けください。</p> <p>(5)前 4 項の届け出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害</u>については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p>

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>12.(通知等) <u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>13.(保険事故発生時における預金者からの相殺) (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>16.(規定の変更等) (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。 (2)前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。</p>	<p>(略)</p> <p>12.(通知等) <u>当行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>13.(保険事故発生時における預金者からの相殺) (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、<u>当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。</u></p> <p>(略)</p> <p>16.(規定の変更等) (1)この規定の各条項<u>および前記 11 (4) に基づく期間・金額</u>その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。</u> (2)前記(1)の変更は、<u>前記(1)による周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>